

第5検討部会 会議録

会議の名称	第19回 第5検討部会
開催日時	平成20年6月12日(木)18時00分から21時00分
開催場所	職員会館 会議室
出席者	(部会長)石井副委員長 (副部会長)豊田委員 (委員)木岡委員、北原委員、椎橋委員、山田委員、
会議内容	1.名称、理念 2.広報・PIの優先事項 3.条例内容検討
会議資料	第4回運営調整部会資料
発言内容	<p>第18回部会の議事録の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・承認</li> </ul> <p>自治基本条例の名称、理念について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治基本条例というだけではおもしろくない。川口らしさを加えて、例えば「キューポラのまちの自治基本条例」というのではどうか。</li> <li>・最高規範ということで、川口市憲法としたらどうか。理念は「日本をリードするような安心安全、心豊かなまちをつくる」</li> <li>・憲法というのは愛称ならいいが、正式名称となると法体系上できない。(部会長)</li> <li>・名称は川口市自治基本条例。理念は「誇りの持てる市民を作る」</li> <li>・私も名称は川口市自治基本条例がいい。理念は、「一人でも多くの市民が市や市の施策に関心を持って参加できるようにする」</li> <li>・名称は「川口市市民(住民)自治条例」もしくは「市民が主役の自治基本条例」。理念は「住民の声が市政運営にしっかりと届く」</li> <li>・名称としては「川口市みんなの手で自治基本条例」もしくは「川口市みんなの自治基本条例」。</li> <li>・前回川口らしさということで、「おやこ育ち」のまちを議論したが、それにこだわり名称は「川口市学びと自治の基本条例」としたらどうか。但し、おやこ育ちにこだわると自治の仕組みというよりも教育など特定の施策に目が向くことが気にかかる。(部会長)</li> <li>・意見が出揃ったが、みんなの提案を聞いてどう思ったか。いいなと思うのはあったか。</li> <li>・「川口市みんなの自治基本条例」というのが、やわらかくぴんと来る。市民にわかりやすいと思う。</li> <li>・それでは、これを部会として提案することとする。</li> <li>・理念については、1人の人間が親として地域と関わりながら市民として育つことと、市民の声や力を市政運営に活かすことを自治基本条例で保証していくことが重要だ。おやこ育ちだけでは片手落ちのような気がする</li> </ul>

る。

- ・「市民が主役でおやこ育ちを実現するまち」というのではどうか。
- ・一同賛成。

条例の形式について

- ・市民にわかりやすいように、「です」、「ます」調でいいと思う。

素案のどの段階で法律の専門家を加えるか

- ・最初は市民で考えることが重要で、編集委員会で整理した後に、専門家を加えるほうがいい。

広報・PIで優先すべきこと

- ・対話集会が重要である。一箇所で市民フォーラムというものもあるが、複数の地区で市民フォーラムを行うという考え方もある。
- ・駅頭に出て、ちらしや素案を配布し、市民から直接的な声をもらうのがいいと思う。
- ・マンパワーの問題もあるが、私は公民館ごとに説明会をすることが有効だと思う。
- ・駅頭で素案、市民フォーラムの案内を配布し、関心を持ってもらうということが有効である。
- ・市民フォーラムは数字の目標を前提としなくてもいいのではないか。素案発表会というニュアンスにしたらいい。

内容の検討

- ・内容検討のスタンスは、余分なものを整理し、スリムなものにすることとする。
- ・全員で協議して意見をまとめることとする。
- ・2日間、議論した結果を受けて、部会長がとりまとめ、メンバーにメールをして確認をもらった上で、事務局に提出する。

1) 条例の見守り、見直し

(条例の見守り)

- ・条例の見守りをする市民会議は必要である。名称は、「川口市みんなの自治基本条例委員会」とする。
- ・委員会の役割は、「毎年度、条例の運用状況や条例に対する市民ニーズを確認し、改善すべき事項があれば、市長及び議会に答申をすることができる。」とする。
- ・「定員や任期については、別途規則で定める。」

(条例の見直し)

- ・基本条例であるので、条例の見直しは重くする必要がある。また、市民の発議権を認めることとする。
- ・「本条例を改廃する場合は、議会の定数の2/3以上の議決を要する。」ま

	<p>た、「市内に住居を有する市民の 1 / 以上の署名を持って、本条例の改廃を請求することができる。」</p> <p>2) 住民投票</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常設住民投票制度とし、「市長、議会の発議、または市内に住居を有する市民の 1/10 以上の連署によって住民投票の実施を請求したときはこれを実施します。」</li> <li>・「住民投票の結果は最大限尊重する。」</li> </ul>
次回以降日程 (予定)	<p>第 20 回検討部会 6月13日(金) 18:00 ~ 21:00</p> <p>第 21 回検討部会 7月14日(月) 18:00 ~ 20:00</p> <p>第 22 回検討部会 7月28日(月) 18:00 ~ 20:00</p>